

2019年7月16日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号
株式会社 仙 台 銀 行

民事信託口預金口座の取扱開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）では、高齢化の進展により、お客さまの財産管理に利用されている民事信託に対応するため、民事信託口預金口座の取扱いを開始しましたのでお知らせいたします。

記

1. 民事信託の概要

民事信託は、預金などの財産を信頼できる家族などに託し、代わりに管理してもらう財産管理の仕組みです。民事信託の利用により、認知症発症等の判断能力低下に備えて、ご自身がお元気なうちに、家族などの信頼できる方に財産を託し、管理や処分を任せることが可能となります。

2. 民事信託口預金口座

民事信託の利用につきましては、財産の管理を託された方（受託者）は、ご自身の預金口座と、託された財産を管理する預金口座を分別して管理する必要があることから、当行では信託財産を管理するための口座として民事信託口預金口座の取扱いを開始いたします。

なお、民事信託口預金口座の開設には、所定の審査があります。審査結果によっては、ご希望に添えない場合もございます。

3. 取扱開始日

2019年7月16日（火）

4. 取扱店

全営業店

以上

本件に関する問合せ先 事務部 事務管理課 電話番号 022-225-8240
--